

2023

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

令和5年4月号



毎月15日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
えひめ仕事と家庭の両立応援企業 3月の認証企業のご紹介	2
新しい「ひめボス宣言事業所」認証制度について（リーフレット）	3
障がい者向け求人の掲載事業者募集中！	5
「優秀勤労障がい者」知事表彰の推薦募集中！	6
「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！	7
中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業の募集	8
奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）助成対象者向けチラシ	9
愛媛県アジア高度IT人材受入促進事業オンライン説明会開催案内	11
労働委員会の窓（令和5年3月分）	13

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

ケアプラザ新居浜のご案内	14
同一労働同一賃金取組強化月間について	16
令和5年度両立支援等助成金のご案内	17
中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）のご紹介（リーフレット）	18
中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）のご案内	20

その他の機関等からのお知らせ

ポリテクセンター愛媛 令和5年度7月期生の募集について	21
-----------------------------	----

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、18歳以上65歳以下であること。

（離職者の方）

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

（休業者の方）

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(離職者一人につき)
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要。
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額／100万円(休業者一人につき)
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

えひめ仕事と家庭の両立応援企業 ～令和5年3月の認証企業のご紹介～

《概要》

愛媛県では、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に認証しています。

※「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」は、
令和5年4月から新しい「ひめボス宣言事業所」に生まれ変わります。
(詳しくは3～4ページのリーフレットをご覧ください。)

《認証企業》

3月は、両立応援ゴールド企業4社、両立応援企業3社を新規認証しました。

(3月認証内訳)

【両立応援ゴールド企業】

新規4社、更新3社

【両立応援企業】

新規1社、更新1社



認証マーク

＜えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業＞

【新規】4社

認証番号	企業名	所在地
61	株式会社大昌鉄工所	四国中央市
62	株式会社長浜機設	大洲市
63	第一印刷株式会社	今治市
64	株式会社ウォンズ	宇和島市

【更新】3社

認証番号	企業名	所在地
10	きくそのケアパーク株式会社	宇和島市
12	株式会社日本エイジェント	松山市
26	社会福祉法人 Sign	今治市

＜えひめ仕事と家庭の両立応援企業＞

【新規】1社

認証番号	企業名	所在地
692	光永産業株式会社	伊予市

【更新】1社

認証番号	企業名	所在地
613	株式会社渡辺建設	今治市

《制度のお問い合わせ》

((旧) 両立応援企業認証制度に関すること)

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課 TEL 089-912-2502

(新しい「ひめボス宣言事業所」認証制度に関すること)

愛媛県保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課

ひめボス問合せ専用メールアドレス himeboss@pref.ehime.lg.jp

働き方改革のワンストップ支援拠点「働(はた)ナビえひめ」では、様々な働き方改革の取り組みを支援しています。

【お問い合わせ先】働ナビえひめ(愛媛県働き方改革包括支援プラザ) TEL089-915-3260

「ひめボス宣言事業所」 リスタート！

愛媛県は人口減少対策、女性活躍、
仕事と家庭の両立支援に本気で取り組むため、
愛媛県版イクボス「ひめボス宣言事業所」と
「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を統合。
新制度をスタートします。



Q & A

Q1 ひめボス宣言事業所ですが、新たな手続きが必要ですか？

A1 令和5年4月以降は、新しい「ひめボス宣言事業所」になりますが、令和8年3月31日までに基本認証申請要件を満たしていただく必要があります。

Q2 ひめボス事業所plus、ひめボス事業所plus+の認定を受けていますが、奨励金を受けることはできますか？

A2 新しい「ひめボス宣言事業所」の基本認証を受けたうえで、実績を上げる必要があります。

Q3 えひめ仕事と家庭の両立応援企業は、ひめボス宣言事業所になれるか？

A3 令和5年4月以降は、新しい「ひめボス宣言事業所」になりますが、一般事業主行動計画策定満了日または令和8年3月31日までに基本認証申請要件を満たしていただく必要があります。



愛媛県ひめボス
問合せ窓口

愛媛県 ひめボス 奨励金 🔍

himeboss@pref.ehime.lg.jp

※上記問合せ窓口は、令和5年6月末までの予定です。問合せ窓口が変更になりましたら、愛媛県のホームページでお知らせします。



新しい
「ひめボス宣言事業所」
はじまります

愛媛県はやるけん！

女性活躍推進 × 仕事と家庭の両立支援 本気で応援。



新しい「ひめボス宣言事業所」認証制度はじまります



ひめボス宣言事業所 スーパープレミアム (上位認証)

1~4の要件を2つ以上(30人以上の企業は3つ以上)、5及び6の要件は必須。

上位認証申請要件

1	女性労働者の割合が国の定める平均値※以上
2	女性労働者の平均勤続年数が国の定める平均値※以上
3	女性の非正規から正社員への転換実績 または過去に在籍した女性の正社員再雇用実績
4	女性管理職の割合が国の定める平均値※以上

5	女性労働者の就業継続率80%以上
6	男性労働者の育休取得率100%

認証に対する奨励金 **100** 万円

(常時雇用する従業員300人以下の企業が奨励金支給対象)

※国の定める平均値:女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値
※認証は、要件達成のほか県の審査により決定します。



ひめボス宣言事業所 (基本認証)

1~4の要件をすべて満たすこと

基本認証申請要件

1	宣言書へ署名
2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
4	育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント規定の整備

実績に対する奨励金 **20** 万円

(常時雇用する従業員300人以下の企業が奨励金支給対象)

※原則奨励金メニューの女性活躍推進(A,B)から1つ以上、仕事と家庭の両立支援推進(C,D,E)から1つ以上達成。

※奨励金支給は、要件達成のほか県の審査により決定します。

	女性活躍推進	実績
A	出産育児等で退職した女性の再雇用	再雇用後6か月以上就労
B	職場環境の整備 ●女性更衣室や休憩室、トイレの整備 ●女性従業員が少ない事業所における女性採用説明会の開催 ●スキルアップや学び直しに関する制度の創設など (従業員の研修・大学院、資格取得等の費用助成等)	女性採用増加、スキルアップ等の活用実績

	仕事と家庭の両立支援推進	実績
C	男性従業員育休取得日数増加	通算1か月以上取得
D	男性従業員育休取得率向上	男性育休取得率100%
E	法定以上(小3まで)の仕事と育児の両立支援措置整備	制度利用実績



障がい者向け求人掲載事業者募集中！

《概要》

愛媛県では、障がい者が求める求人情報を事業者さまが丁寧に発信できるよう、公式求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」に、職場の写真やスロープの有無など、障がい者目線に立った専用求人フォーマットを整備するとともに、障害者就業・生活支援センターへ求人情報を提供するシステムを構築し、円滑なマッチングを支援します。

登録事業者さま向けに、専用求人フォーマットを活用した求人情報作成のポイントを解説するマニュアルやオンデマンド形式のセミナー動画もご用意しています。

「あのこの愛媛」への求人掲載は**無料**ですので、ぜひご活用ください！

《障がい者求人特設ページのご案内》

障がい者向け専用求人フォーマットによる求人情報をはじめ、障がい者がやりがいをもって働く企業のインタビュー記事や就職支援情報を発信する「障がい者求人特設ページ」を令和5年2月2日に開設しました。

【障がい者求人特設ページ】

<https://ano-kono.ehime.jp/st/hdcpd/top/>



《求人掲載のお申込み》

申込フォーム (<https://ano-kono.ehime.jp/st/register/>) にて必要事項を入力してください。一般求人の掲載も可能ですので、この機会にぜひ「あのこの愛媛」をご利用ください。



求人掲載のお申込み



「あのこの愛媛」詳細



「優秀勤労障がい者」知事表彰の推薦募集中！

○愛媛県では、「優秀勤労障がい者」の知事表彰を行っています。

愛媛県では、一般の事業所に勤務されている障がい者の方で、その障がいを克服し、「職業人」として活躍されている方を、「優秀勤労障がい者」として表彰し、そのご努力を広く県民に周知することで、ご本人をはじめ、障がい者の方の労働意欲の向上を図り、ひいては障がい者の雇用促進につなげたいと考えております。

○ご本人のためにもご推薦ください。

障がい者の方のこれまでのご努力に対する表彰であり、ご本人の励みにもなりますので、積極的なご推薦をお願いします。

推薦期限・・・令和5年8月18日（金）

推薦方法・・・「推薦書」に必要事項をご記入の上、障害者手帳又は療育手帳のコピーを添付して、下記住所宛てにご郵送ください。（推薦書の様式は、県のHPに掲載しています。検索→「愛媛県 優秀勤労障がい者知事表彰」）

※ 推薦いただいた方全員が表彰されるものではありません。なお、受賞された方のみご連絡いたしますのでご了承ください。

※ これまでに推薦いただいた方で、未受賞の方を、再度、推薦いただくことも可能です。

※ 同一事業所からの受賞者は、各年度1名のみとなりますのでご了承ください。

推薦に当たっては、必ずご本人の了解を得て、推薦してください。

また、受賞者は表彰式の後、県のホームページ等で、氏名・勤務先が公表されますのでご了承ください。

○表彰式があります。（予定）

令和5年10月開催予定の「高齢・障がい者雇用フェスタ in えひめ」において、表彰式を実施します。（愛媛県県民文化会館）

本表彰の趣旨をご理解いただき、積極的なご推薦をお願いいたします。

（お問合せ先、推薦書送付先）

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 愛媛県産業人材課

TEL：089-912-2505 FAX：089-912-2508 E-mail：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！

《概要》

愛媛県では、女性が自らの能力を発揮して正社員として活躍できるように、「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」を展開中！

本プロジェクトでは、「事業者向け支援」、「女性求職者向け支援」、「紹介予定派遣制度を活用した支援」の3つの支援を通じて、女性の良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保をサポートします。

《プロジェクトの内容》

【事業者向け支援】

- ダイバーシティセミナー
- 中小企業診断士等の専門家派遣

【女性求職者向け支援】

- キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー
- 県内企業の魅力発見セミナー
- 職場見学・マッチング交流会 などを予定

【紹介予定派遣制度を活用した支援】

- 就職に必要なビジネススキル等の習得支援
- キャリアコンサルタントによる職業相談
- 人材マッチングの支援



《専門家派遣による受入環境整備支援のご案内》

丁寧なヒアリングで貴社に合った専門家を派遣します！

お申し込み

お申し込みは下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

ヒアリング

課題等を事務局が御社へ伺いヒアリング。

マッチング

ヒアリングの結果をもとに専門家、支援内容を決定。

支援実施

専門家が策定した支援計画をもとに伴走型支援で課題を解決。

【お問い合わせ先】(TEL) 089-947-0038 (メール) ehime-seikikoyou@crie.co.jp

専用サイト



<https://ehime-joseikoyoushien.jp>

公式LINE



LINE 公式アカウントで本プロジェクトの最新情報を発信

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業を募集しています！

《概要》

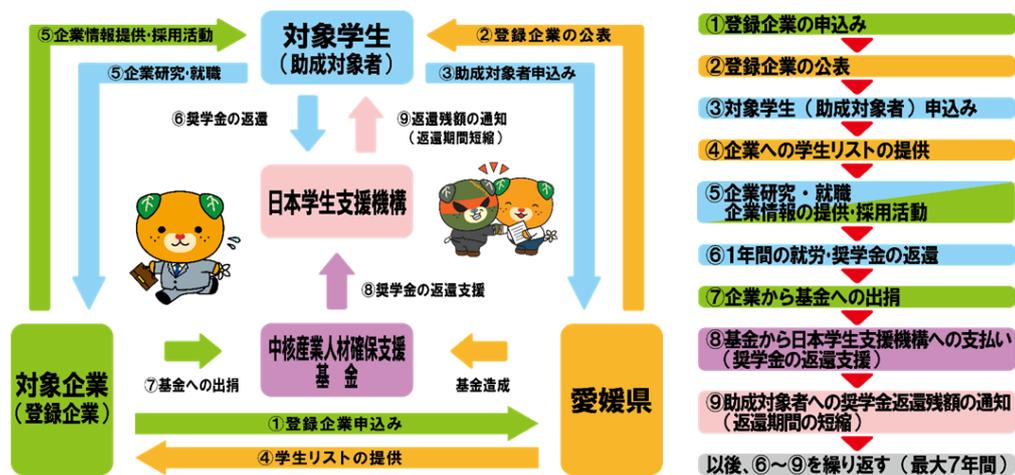
愛媛県では、県内産業を支える中核人材となる大学生等の県内定着やU・Jターン就職を促進するため、県内の登録企業に就職した場合に、県と登録企業が出捐した基金により、**奨学金の返還を助成する制度**（愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度）の**登録企業を募集**しています。

本制度の趣旨に賛同いただける県内企業のみなさまは、ぜひご登録をお願いします！

企業のメリット



中核産業人材確保支援制度の流れ



～詳細はコチラ（県 HP）～

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/kigyoubosyu.html>



《登録申請》

登録申請フォームから電子申請をお願いします。

（登録申請フォーム URL）

<https://logoform.jp/form/XG6n/kigyoutourokushinsei>



愛媛県と県内企業が共同で
奨学金の返還を支援！

最大**141.1**万円
最長**7**年間助成

助成対象者を募集します

(愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 IT人材確保枠)

● 本制度の対象となる方

本制度の対象となる方は、以下の**全ての要件に該当**する方とします

- ① 日本学生支援機構の**第一種・第二種奨学金の貸与を受けている方**
- ② 情報処理推進機構が定める**ITスキル標準レベル2以上**の情報処理技術者試験に合格している方
- ③ 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する、卒業前年次若しくは卒業年次の方
又は 既卒者で**登録企業への就職を希望する方**（応募時点で登録企業に雇用されている方を除く）

● 制度の概要

- IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。
- 助成金額は、1年間（10月分～翌年9月分）の**奨学金返還額の4/5又は20.16万円のいずれか低い額**とし、**最長7年間助成**します。（最大141.1万円）
- 助成額は、原則として日本学生支援機構に支払います（返還期間が短くなります）。

● 助成までの流れ



認定申請

申請書、履歴書、奨学金貸与証明書、資格試験の合格証明書を愛媛県に提出してください
(様式は県HPに掲載しています)



就職活動

各企業の募集案内に基づいて採用選考を受験してください
(就職先が決定した場合は、県に報告してください)



登録企業へ就職 継続して就業

本制度への登録企業に就職し、1年間（10月～翌年9月）奨学金を返還し、継続して就業した場合、助成の対象となります



交付申請

県からの案内に基づいて、交付申請書や勤務先企業の在籍証明書等を提出してください



助成

県と企業が拠出した基金から、日本学生支援機構に助成額を支払います
(返還期間が短くなります)

※就職活動後（内定取得後）に資格試験に合格した場合で、内定先企業（登録企業）の了承が得られた場合は、就職活動後に申請を行っても差し支えありません。
(ただし、就職前（入社前）に申請を行う必要があります)

志望業種・企業が決まっていなくても、まずは申請を！

● 本制度に関するお問い合わせ ●

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

TEL: 089-912-2509 E-mail: sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

HP: https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/it_jinzai.html

愛媛 IT奨学金

検索



登録企業一覧

（令和4年12月31日時点・五十音順）

会社名称	市町	産業分類	主な採用予定職種								リモートワーク制度	
			プログラマー	システムエンジニア	ネットワークエンジニア	データベースエンジニア	サーバーエンジニア	ITコンサルタント	プロジェクトマネージャー	その他		
株式会社アイムービック	松山市	情報通信業		●								有り
株式会社伊予エンジニアリング	松山市	情報通信業	●	●							●	有り
株式会社 いよぎんコンピュータサービス	松山市	情報通信業	●									－
株式会社NPシステム開発	松山市	情報通信業	●	●	●	●	●					－
株式会社オフィス・クラフト	宇和島市	情報通信業	●	●	●	●	●	●	●			有り
株式会社コモテック	松山市	情報通信業	●	●		●	●	●	●			－
株式会社シスディブリンク	西条市	情報通信業	●	●		●		●	●			－
システムアーク株式会社 四国支店	松山市	情報通信業	●	●	●	●					●	－
株式会社 システムサポートサービス	松山市	情報通信業	●	●								有り
株式会社瀬戸内	今治市	専門・技術サービス業	●	●				●	●	●		有り
ソフトサイエンス株式会社	松山市	情報通信業	●	●							●	－
株式会社タイワ	新居浜市	情報通信業	●									有り
株式会社ひめぎんソフト	松山市	情報通信業	●	●	●	●						有り

IT人材不足で
獲得が難しい…

なかなか
定着しない…

一定の能力のある
IT人材を採用したい!

企業の発展のために
IT戦略を図りたい!

企業のIT人材不足の悩みを アジア高度IT人材で 解決!

令和5年度 愛媛県アジア高度IT人材受入促進事業

オンライン説明会開催

参加
無料

愛媛県内企業のIT人材不足を解消するため、ネパールのトップクラスの大学を卒業し、ITスキルを習得した優秀なIT人材を紹介。日本語教育をはじめ入社後も定着・活躍していけるよう徹底サポート!
IT人材採用にお困りの人事ご担当者さまや、企業成長戦略・経営力の強化を図りたい経営者のみなさまは、ぜひオンライン説明会にご参加ください。

開催日

※①～④は同内容です。いずれかご都合の良い日時を選んでお申し込みください。

① 4/24 (月)
13:30～15:00

申込締切 | 4/20 (木) 18:00まで

② 4/25 (火)
13:30～15:00

申込締切 | 4/21 (金) 18:00まで

③ 5/15 (月)
13:30～15:00

申込締切 | 5/11 (木) 18:00まで

④ 5/16 (火)
10:30～12:00

申込締切 | 5/12 (金) 18:00まで

対象企業

愛媛県内に本社、支社、支店、事業所等がある企業・団体

対象職種

プログラミング言語を扱うIT系エンジニア
(Web系、基幹系、制御系のSEやPG、社内SEなど)

お申し込み
方法

URLまたはQRコードからお申し込みください

<https://www.asia-ehime.jp/>



アビリティ・フォースバレー共同企業体





IT人材不足を解消し、愛媛県企業の経営力を向上!

デジタルトランスフォーメーション (DX)の機運が高まる中、全国的にIT人材の需要は急速に高まっており、IT人材不足は深刻化すると考えられています。そこで「愛媛県アジア高度IT人材受入促進事業」では、IT人材を必要としている愛媛県内の企業に、ネパールの優秀なIT人材のマッチングなどの支援を実施。企業のIT人材不足を解消し経営力を向上させることで、愛媛県の地域経済の活性化に貢献します。

募集人材

〈対象国〉
ネパール連邦
民主共和国

〈対象人材〉
現地トップクラス校のトリバン大学
Institute of Engineering (IOE)、
カトマンズ大学等の理系人材
[コンピュータ工学、情報工学等を学んだ既卒者(5年以内)]

〈採用人数〉
令和5年度は
全体で**20名**まで

事業実績

令和4年度は、**11社**の愛媛県内企業が、**合計14名**の高度IT人材を採用しました。



現地での日本語教育の様子

事業の特長

他、さまざまなサポートを実施します!



優秀なIT人材を
採用可能

2024年4月入社の人材を、面接による選考のうえ、採用することができます。



あらゆる手続きを
一貫サポート

外国人材採用に慣れていなくても、募集や日本語教育、在留資格取得(ビザ申請)、渡航手続きなどしっかりサポートします。



効率的な
日本語教育を実施

内定後、日常会話レベル(N3相当)を目標に日本語教育を実施。また、愛媛県で暮らすうえで必要な情報・知識も学習します。



「入社」ではなく
「定着・活躍」がゴール

来日後も定着支援企画などのアプローチで定着率を上げる取り組みを行い、企業の生産性や業績を向上させます。

入社までの主な流れ

内定者は8月中旬以降より現地にて日本語教育を開始、600時間の教育で日常会話レベル(N3相当)まで引き上げます。

6月

選考会事前
ガイダンス

選考会

7月

採用に向けた
企業さまごとの
個別面談

採用予定者
決定(内示)

11月~1月

在留資格・
就労ビザ
申請

3月

入社
受け入れ
準備

4月

入社

詳しい事業内容はオンライン説明会にてご案内します。ぜひご参加ください。



松山オフィス 松山市永代町13番地 松山第2電気ビル7F 担当:西野
TEL:089-932-5006 営業時間 9:00~18:00(土・日・祝日を除く)



フォースバレー・コンシェルジュ株式会社

高度人材分野で日本就職を希望する約10万人の登録者データベースを自前で保有し、外国人材のマッチングや受入支援に関わる公共事業の豊富な受託実績があります。

労働委員会の窓（令和5年3月分）

《会議関係》

- 3月10日 第1324回公益委員会議
「愛媛労委平成31年（不）第1号・令和元年（不）第3号事件の終結について」など2件
- 3月24日 第1216回愛媛県労働委員会総会
「平成31年（不）第1号・令和元年（不）第3号事件の終結等について」など5件

《個別的労使紛争関係》

- 労働相談

	相談者数	相談件数
3月	20	30
累計（4月～）	263	489

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町132番地
メールアドレス roudouin@pref.ehime.lg.jp
ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirou/>

厚生労働省が設置した労災特別介護施設

ケアプラザ新居浜のご案内

ケアプラザは、労働災害により重度（原則、障害等級1級から3級まで）の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。

当ケアプラザは、全国の8施設の中で、最も新しい施設で、敷地面積約7,000坪、地上3階建て建物約3,500坪、定員90名です。

施設は、大小の島々が浮かぶ瀬戸内海のほぼ中央の海岸近くにあります。気候は非常に温暖で、比較的台風の被害も少なく、太平洋側と較べると雨も少ない所です。

所在する新居浜市は、愛媛県の中でも東部に位置し、施設は市内東部にあります。最寄りの医療機関としては、通院バスで15分～20分くらいの所に愛媛労災病院などがあります。市内中心部へも同程度の所要時間です。

愛媛県は「みかん王国」と言われますが、所在する新居浜市は、「住友」の発祥の地であります。元禄年間（1691年）に「別子銅山」が開坑し、工業都市として発展してきました。



愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）のご案内

1 ケアプラザ新居浜とは

ケアプラザ新居浜は、労災事故により重度な障害をこうむられた方々に、安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国8か所に設置した介護施設で、四国では新居浜市に設置されているものです。

ケアプラザ新居浜は、平成13年以降20年にわたり、一般の高齢者介護施設などでは対応が難しいとされている、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の傷病・障害の特性に応じた適切で専門的な介護サービスを24時間体制で提供することについて、豊富な経験と実績を有しています。

2 入居ができる方は

ケアプラザに入居できるのは労災年金受給者で、障害等級又は傷病等級が1級から3級に該当し、居宅において介護が困難と認められる方です。

なお、60歳以上で障害等級4級程度に該当する方等で、居宅での介護が困難な場合は、特例的に入居が認められる場合があります。

3 定員や介護サービスは

ケアプラザ新居浜は、定員90人（個室70室、多床室4人×5室）で看護師と介護士が交替制により、入居者の障害・傷病の状態にあわせて、食事介助、排せつ介助や入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。また、リハビリ専門職によるリハビリテーションも行っています。

居室（個室）は約30m²の広さで、ベッド、バス（一部シャワー）、トイレ、洗面所、簡易なユニットキッチン、ナースコール（通報装置）等を完備しています。

4 入居の費用は

入居に要する費用は、施設利用料（いわゆるホテルコスト）と介護費の合算額となりますが、介護費については、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から後日支給されるため、入居者の方の実質的な負担はありません。

年収（代表例）	施設利用料（月額）（個室の例）			
	扶養親族なし	扶養親族1人 （42%減額）	扶養親族2人 （53%減額）	扶養親族3人以上 （58%減額）
1,200,000円	57,000	33,000	33,000	33,000
1,600,000円	72,000	42,000	42,000	33,000
2,000,000円	105,000	57,000	42,000	42,000
2,800,000円	140,000	72,000	57,000	57,000
3,000,000円	160,000	89,000	72,000	57,000
3,400,000円	180,000	105,000	72,000	72,000

5 入居者の募集

現在、入居者を募集しておりますので、労災年金を受給されている方から施設入所の相談がありました際には、選択肢の一つとしてご紹介いただければ幸いです。

名称：愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）
所在地：愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号
問合せ先：TEL(0897)67-1122〔担当〕総務課



令和5年3月15日～令和5年5月31日は、 「同一労働同一賃金取組強化期間」です！

一賃金引き上げの流れを中小企業・小規模事業者の労働者及び非正規雇用労働者にも
確実に波及させるための取組を集中的に行いますー



正社員と同じ仕事をしているのに・・・
正社員と同じように手当はもらえないの？？

その待遇の違い、説明できますか？

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、
事業主は非正規雇用労働者に説明しなければなりません。

同一労働同一賃金

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。

基本給

賞与
(ボーナス)

食堂・休憩室
等の利用機会

各種手当

教育訓練

etc...

何をどう
見直せばいいの？

不合理な待遇差について、何も対策をしない場合
裁判で法違反と判断される可能性もあります。

働き方改革推進支援センターでは、社会保険労務士などの専門家が、
賃金制度等の見直し等について、無料で相談に応じています！！
お気軽にお問合せください。

愛媛働き方改革推進支援センター ☎0120-005-262



働き方改革推進支援センター

詳しくは

働き方改革推進支援センター

パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせ
愛媛労働局 雇用環境・均等室 電話 089(935)5222

従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主の皆さま、ぜひご利用ください！

令和5年度 両立支援等助成金のご案内

出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）	①20万円 ※加算有（代替要員の確保、育児休業取得率を公表した場合） ②20万円～60万円 （①②とも1回限り）
①男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に対して助成 ②男性労働者の育児休業取得率が、上記第1種の助成を受けてから3年以内に30%以上上昇した中小企業事業主や、一定の場合に2年連続70%以上となった中小企業事業主に対して助成	
介護離職防止支援コース	①30万円 ※加算有（代替要員の雇用や手当の支給等） （1企業あたり1年度5人まで） ②20万円～35万円
①介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主、または仕事と介護との両立に資する制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に対して助成 ②新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために有給休暇を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成	
育児休業等支援コース	①30万円 ②30万円 ③10万円～50万円 ④制度導入時:30万円等 ※①～④加算有（育児休業取得率の公表） ⑤1人あたり10万円 ※10人まで
①育休取得時、②職場復帰時、「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成 ③育児休業取得者の業務を他の労働者が代替するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主に対して助成 ④育児休業から復帰後の支援として、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成 ⑤新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者が利用できる特別休暇制度および両立支援制度を導入し、特別休暇を取得させた事業主に対して助成	
不妊治療両立支援コース	1事業主あたり30万円 （1回限り） ※長期休暇加算（連続20日以上）有
・不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度（①不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可））、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥テレワーク）を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、①～⑥の休暇制度や両立支援制度のいずれかを労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成	
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース	対象労働者1人あたり20万円（1事業所あたり5人まで） ※対象期間 令和5年4月1日～ 令和5年9月30日
・男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置について就業規則等に規定するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主に対して助成	

<助成金の申請・お問い合わせ先>

愛媛労働局 雇用環境・均等室 〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階 ☎089-935-5222

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）をご活用ください

「中途採用等支援助成金」は、**中途採用者の雇用管理制度を整備**した上で**中途採用の拡大**を図る事業主に対して助成するものです。

助成対象となる「中途採用の拡大」とそれぞれの助成額は以下の通りです。

また、下記に加えて**常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主**は、**法定の中途採用率を公表している**ことも助成対象の要件です。

中途採用率の拡大

(A)

助成額：50万円

中途採用率を20ポイント（中途採用率拡大目標値※¹）以上上昇させた事業主に対する助成

45歳以上の
中途採用率の拡大

(B)

助成額：100万円

以下のすべてを満たす事業主に対する助成

- 中途採用率を20ポイント（中途採用率拡大目標値）以上上昇させた
- うち45歳以上の労働者で10ポイント（45歳以上中途採用率拡大目標値※²）以上上昇させた
- 当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた

※1、※2の計算方法は裏面に記載

申請の流れ

助成対象となる方を雇い入れる前に、**中途採用計画の作成・提出が必要**です。

雇い入れ前

- 中途採用計画の作成
- 中途採用に関する情報の公表
（常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主のみ）

中途採用計画を労働局へ提出

雇い入れ後

中途採用者の雇用管理制度の整備 + 対象となる方の雇い入れ

(A) 中途採用率の拡大

中途採用率を20ポイント以上
上昇させた

(B) 45歳以上の中途採用率の拡大

- 中途採用率を20ポイント以上上昇させた
- うち45歳以上の労働者で10ポイント以上上昇させた
- 当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた

助成金支給

助成金の対象となる労働者

以下のすべての条件を満たす労働者が対象です。

- ① 申請事業主に中途採用※¹により雇い入れられた
- ② 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた
- ③ 期間の定めのない労働者（パートタイム※²を除く）として雇い入れられた
- ④ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、雇用関係、出向、派遣、請負または委任により当該事業主の事業所で就労したことがない
- ⑤ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、申請事業主と密接な関係にある事業主に雇用されていた経験が無い
- ⑥ 雇入れ時の年齢が45歳以上である（「(B) 45歳以上の中途採用率の拡大」の場合のみ）

※1 新規学卒者や新規学卒者と同じの枠組みで採用された方以外を指します。また、ハローワークからの紹介による雇い入れ以外も対象となります。

※2 パートタイムとは、「一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と比べて短い労働者」のことを指します。

(A) 「中途採用率拡大目標値」の計算方法

以下の「(2) - (1)」を20ポイント以上とすることが必要です。

【例】中途採用率を30%から55%とした場合、「25ポイント」となり要件を満たします。

(1)	中途採用計画開始日の前日から過去3年間の中途採用率	$\frac{\text{過去3年間に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数}}{\text{過去3年間に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$
(2)	中途採用計画期間終了時の中途採用率	
中途採用計画期間中に雇い入れた人数	(a) 50人未満	$\frac{\text{期間中に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数}}{\text{期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$
	(b) 50人以上	$\frac{10人 + (\text{期間中に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数} - 10人) \times 2}{\text{期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$

(B) 「45歳以上中途採用率拡大目標値」の計算方法

上記(A)に加えて、以下の「(2) - (1)」を10ポイント以上とすることが必要です。

【例】45歳以上中途採用率を20%から35%とした場合、「15ポイント」となり要件を満たします。

(1)	中途採用計画開始日の前日から過去3年間の45歳以上中途採用率	$\frac{\text{過去3年間に雇い入れた①～⑥の全てに該当する労働者数}}{\text{過去3年間に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$
(2)	中途採用計画期間終了時の45歳以上中途採用率	$\frac{\text{期間中に雇い入れた①～⑥の全てに該当する労働者数}}{\text{期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$

この他にも要件があります。詳細は「中途採用等支援助成金ガイドブック」をご確認ください。ご不明な点は、お近くの都道府県労働局またはハローワークまでお問い合わせください。



**中途採用の拡大に取り組む事業主の皆さまへ
中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）をご活用ください。**

「中途採用等支援助成金」は、中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、新規学卒等の採用と比較し中途採用の拡大を図る事業主に対して助成するものです。

★お問い合わせ・ご相談はこちらへ

愛媛労働局 職業対策課 助成金センター

（松山市勝山町2-6-3 FJ松山ビル2階）

電話番号：089-987-6370

受付時間：8時30分～17時15分（※土日祝日、年末年始を除く）

ポリテクセンター愛媛 7月期生募集

《概要》

再就職を希望される方を対象に、新たな技能・技術及び専門知識を身につけるため、ポリテクセンター愛媛を会場に職業訓練を実施しており、令和5年度7月期生を募集します。

《募集内容》

- 募集科名 「機械CAD/NC科」
「溶接ものづくり科」
「電気設備技術科」
「住宅・福祉リフォーム科」
「住環境コーディネーター科」
- 訓練期間 6ヵ月（令和5年7月4日（火）～）
- 募集期間 令和5年4月27日（木）～6月2日（金）
- 受講対象者 雇用保険受給資格者などの求職者の方でハローワークの受講指示・推薦等を受けられる方
- 受講料 無料（教科書、作業服等の自己負担あり）

お問い合わせ先

ポリテクセンター愛媛 〒791-8044 松山市西垣生町 2184
TEL 089-972-0329（訓練課）
<https://www3.jeed.go.jp/ehime/poly/>

